「角田川」	同右	同右	同右	同右
「風流六々歌仙　中納言家持　五」	同右	同右	同右	同右
「古今ノ序　和歌六儀　三つになすらへうた」	同右	同右	同右	同右
「古今ノ序　和歌六儀　五ツにただごと哥」	同右	同右	同右	同右
「古今ノ序　和歌六儀　そくうた」	同右	同右	同右	同右
昼夜十二ヶ月　「さつき　たんご　かや　り火」	同右	同右	同右	同右
昼夜十二ヶ月　「霜ふり月　かみおき　雪あそび」	同右	同右	同右	同右
昼夜十二ヶ月　「しはす　すすとり　せつぶん」	同右	同右	同右	同右
子どもの芝居ごっこ	同右	同右	同右	同右
虚無僧姿の男女	同右	同右	同右	同右
おきたとお藤	同右	同右	同右	同右

○経済産業省告示第二百四十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十八年経済産業省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 2　化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 ⑵　石油精製業者 燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行う者（以下「石油精製業者」という。）は、石油をめぐる諸情勢を勘案し、残油処理能力の向上（特定残油処理装置（平成二十六年度以降の三年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成二十六年経済産業省告示第百六十四号）1．⑴に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置（Fluid Catalytic Cracking Unit (FCC)。）、残油流動接触分解装置（Residue Fluid Catalytic Cracking Unit (RFCC)。）、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。以下同じ。）への減圧蒸留残渣油の通油量の増加、設備の運転面の改善等をいう。以下同じ。）、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、国内の石油製品需要は減少傾向にあるものの、将来においても我が国の一次エネルギー供給の相当程度を占める重要なエネルギー源である原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油、灯油、軽油又は重油の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用に取り組むこととする。	第一　非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 2　化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 ⑵　石油精製業者 燃料製品供給事業者のうち、揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行う者（以下「石油精製業者」という。）は、石油をめぐる諸情勢を勘案し、残油処理能力の向上（残油処理装置の装備率の向上、設備の運転面の改善等をいう。以下同じ。）、コンビナート連携の促進、関連技術の開発の推進等を通じて、国内の石油製品需要は減少傾向にあるものの、将来においても我が国の一次エネルギー供給の相当程度を占める重要なエネルギー源である原油等（化石エネルギー原料として利用される原油その他の揮発油、灯油、軽油又は重油の原料をいう。以下同じ。）の有効な利用に取り組むこととする。